

鳥取市体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月23日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第51号

鳥取市体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取市体育館の設置及び管理に関する条例（昭和48年鳥取市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条の表鳥取市福部町体育館の項及び鳥取市気高町体育館の項を削る。

別表第7項の表中「久松会館体育館・鳥取市福部町体育館・鳥取市気高町体育館使用料」を「久松会館体育館使用料」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。